

## 871 學員川手忠義氏学位を享く

〔『法学新報』第35卷11(406)号 大正14年11月1日〕

○學員川手忠義氏学位を享く 中央大学學員弁護士川手忠義氏

は『大臣責任訴訟ノ研究』と題する論文を中央大学法学部に提出したるより同学部教授会に於て審査の結果法学博士の学位を授与することに決し文部省に対し其認可請求中なりしか此の度認可せられたり博士は明治三十五年七月中央大学の前身たる東京法学院を卒業し同三十六年十二月判検事登用第一回試験に及第同月司法官試験に任せられ甲府地方裁判所及び同区裁判所詰を命せられしか同三十七年三月之を辞し東京地方裁判所検事局に於て弁護士の登録を受けたり同三十九年二月語学研究の爲め北米合衆国に渡航し同四十年六月帰朝す爾來弁護士事務に従事し今日に至る其の間『日本英米比較憲法論』並『英国憲法及行政法綱領』の著あり因に前記論文審査の要旨は次の如し

一、本論文の著者は國務大臣弾劾制度の立憲政治上欠くへからざる所のものたることを論証し我が日本に於ても大臣責任訴訟制度を設けて憲法法律の厳正を保つ必要あることを主張す抑も大臣責任訴訟の事は英国に起りて他の諸国に普及し欧米各立憲国に於て少くとも制度としては殆ど之を認めざるも

のなく而も我が日本にありては憲法又は法律に於て之に関する何等の規定たも存せざる所のものたり是れ著者か之を論証する爲めに大努力を致したる所以なり國務大臣に大任重責ありと云ふこと其責任を正たす爲めに其制度を完備せざるへからすと云ふことは敢て新且奇なりとせず唯本論文の真価値は則ち著者か扱ひて責任訴訟制度を取り議論頗る難深く極め其扼証を示す爲めに博引旁搜其の渾身の力を尽したる点にあり従て著者の学植と識見とを判断すべき点亦此に存す

二、著者は大臣責任訴訟の沿革より説き起して希臘羅馬の古制を述へ英米伊独諸国の実例を挙げ更に大戦役後新たに制定したる諸國憲法に説き及ぼし其間國家論あり國家刑罰權論あり議論頗る複雑を極め且動もすれば輒ち政治問題たる内閣責任論と司法問題たる大臣責任訴訟制度を相混して説くか如き嫌なきにあらすと雖も亦是れ責任訴訟制度の爲めに自己の主張を詳悉するの熱心に出づるものに外ならずして其拮据黽勉の痕跡歴々たり若し國家論國家刑罰權等に就て一々検討するあらば或は解説未だ十分ならざる所あるへしと雖も之を視て以て大臣責任訴訟論の序言と為すときは則ち其勞作の多大なりしことを認めざるへからず就中我が日本の上古に於ける有司の責任及び其制裁の事歴を尋ね大宝令以下武家時代の制度を究めて其主義政策の存するところを明かにしたるは蓋し著者の甚た意を用ふる所たり

三、著者は我が日本の現行制度上大臣責任訴訟の規定を欠くことを遺憾とし其を制定するの必要を主張することを以て本論

文の主眼と為す我か憲法施行以来大臣責任訴訟として之を処理すへき事件類発するも其規定を欠くか為めに常に之を曖昧摸稜の間に葬り去りて永く疑惑を世間に遺こし且其の憲法法律を厳正に護持する所以にあらざることを切言す只其事は大 臣有力者の間に連り且其人若くは其人の親屬及び関係者今猶ほ世に現存する者多きを以て著者自己の論証の爲めに他人の名誉を傷くることを憚り其詳細なる資料は之を別冊に蒐録して之を世に公にすへき本論文の外に置きたり乃ち別冊第

一、従来の司法権か克く独立の実を挙げ得ざりし事例第二、従来の閣臣其他の大官に不正の所行少なからざりし事例是れなり著者の用意や周到なりと謂ふへし然れども著者の主張の第一根拠と本論文の主一眼目とは実に此別冊の記実において著者の最も力を用ゐたる所も亦蓋し此にあり而して其を公刊し得すとせば著者の不本意や知るべく審査者亦此に同情を寄することを禁する能はず

四、憲法及び法律の厳正を保つか爲めに大臣責任訴訟を設くへしと云ふことは実は世間有りふれたる議論にして毫も新且奇とすへき所のもの無し独り著者か「国務大臣自身の政治的人格を保護する爲めにも弾劾制度の必要あり」と爲して「苟も咎むへき事あれば則ち公明正大以て之を処理し其事実を明かにして其典刑を正し責任者法廷に於て堂々と自己か至誠国を思ふて為せし亦心を吐露して国民の前に表明すべく而も其事か法条の細節に牴触するの故を以て罪ありとすれば潔く之を甘受すべく」隠居謹慎等の姑息手段を以て隠秘の間に事を葬

るは却て責任者を不測の筭に陥れ世人を無限の疑惑に鎖さしむるものと爲し仏蘭西政治家カイヨール有罪の決定に依りて一たび追逐せられたるの身を以て揚々として仏国政治界に復帰し内閣に入りて国務を担当したるか如き類例を挙げて大臣責任訴訟は当事者の爲め將た一般国民の爲めに有益なることを論証せる一段は殆ど前人未発の言と云ふを得べく著者の如き法治国主義を抱持する者の意見として此説あるは固より其処なりと謂はざるへからず

五、本論文は我か日本に於て懲戒主義に基づくところの大 臣責任訴訟制度を設くへしといふことを主眼と爲し些の新奇の言を挟ますと雖も本論文に記述する所のものに就て第一に著者の学問の素養如何を視第二に其努力労作の次第を尋ね第三に其議論主張の特殊の識見を具ふるを認め法学博士の学位を授与せらるへき資格を有するものと認定す